

若い女性でも骨密度の低い人が増加!

骨密度測定をしてみませんか

女性の骨密度は20代をピークに低下していきます。骨密度が急激に低下しやすい閉経前後の年代の方はもちろん、若い世代の方もこの機会に骨の健康度をチェックしましょう。

コース・日時

- (A) コース…7月7日(日)午前9時～正午
 - (B) コース…7月7日(日)午後1時15分～4時15分
 - (C) コース…7月8日(月)午前9時～正午
 - (D) コース…7月8日(月)午後1時15分～4時15分
- ※一人1時間30分程度を予定しています。

会場 保健センター

対象 7月7日(日)現在、市内在住の20～64歳の女性

※骨粗しょう症治療中の方、妊娠中または妊娠の可能性がある方は遠慮してください。

定員 各コース47人(申込多数の場合は抽選)

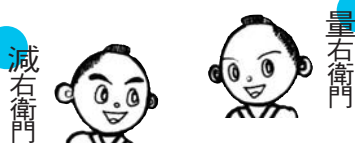
内容 骨密度測定(前腕骨のX線撮影)、検査結果の返却と見方、予防のための運動・食事・生活の話、試食、乳がんモデルを使った自己検診法

申込み・問合せ 5月20日(月)～6月7日(金)に、電話または直接保健センター(☎ 627)へ

※申込み時に第2希望のコースまで伺います。決定した日時は、後日送付する受診券で確認してください。

※お子さんを連れての参加もできます。申込み時に申し出てください。

たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれ知ってる?
くびんは資源B? それとも不燃ごみ? の巻>



ごみ不法投棄監視ウィーク

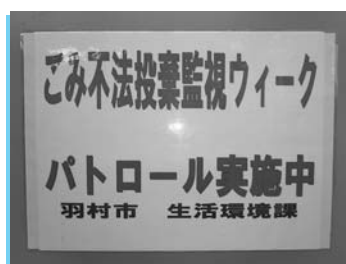
5月30日(ごみゼロの日) から6月5日(環境の日)までの一週間は、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」です。

市では、不法投棄を発生させない環境づくりを強化するため、「市内いっせい美化運動」当日の5月26日(日)から6月1日(土)までを「ごみ不法投棄監視ウィーク」として、市独自の啓発活動を行います。

活動1 市の廃棄物収集運搬業務委託車両、市内いっせい美化運動に参加している町内会・自治会の車両に「ごみ不法投棄監視ウィーク・パトロール実施中」を表示

活動2 5月26日(日)を統一行動日とし、町内会・自治会が行う「市内いっせい美化運動」で、不法投棄監視パトロールを実施

問合せ 生活環境課生活環境係(☎ 204)



▲車両に表示する「ごみ不法投棄監視ウィーク」の標識

平成24年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況

問合せ 総務課法制係 327

平成24年度の市政情報、自己情報の開示などの実施状況についてお知らせします。

情報公開制度

情報公開制度は、市の保有する市政情報を具体的に明らかにすることで、市民の皆さんへの説明責任を果たし、公正で開かれた市政運営を保障していくための制度です。

情報公開を請求する場合は、所定の手続きが必要です。市政情報は開示することが原則ですが、個人のプライバシーに関する情報など、開示できないものもあります。

対象となる市政情報

市の職員が職務上作成・取得した情報で、市が管理しているもの



▲市役所3階にある情報公開・個人情報保護コーナー

■ 市政情報の開示請求件数と処理状況

(単位: 件)

実施機関	請求	決定内容				取下げ	却下	処理中	不服申立て
		開示	一部開示	不開示	不存在				
市長	187	56	103	10	46	6	1	0	64
教育委員会	2	2	0	0	1	0	0	0	0
議会	4	0	3	0	1	0	0	0	0
合計	193	58	106	10	48	6	1	0	64

※平成24年度は、水道事業管理者、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会への開示請求はありませんでした。

※1件の請求に対し、対象となる市政情報が複数となる場合があるため、請求件数と処理状況の合計は異なります。

▼ 不服申立ての件数と処理の状況

請求した情報が開示できないと決定された場合、その決定に不服があるときは、不服申立てができます。

平成24年度は、64件の申立てがあり、うち6件が棄却（一部認容を含む）、1件が却下、1件が取下げとなり、現在、56件が継続審査中です。

▼ 市からの情報発信

市では、情報開示の請求手続きを経なくても提供できる市政情報は、積極的に市ホームページや広報はむらなどで公表しています。

平成24年度は、財政状況や審議会などの会議録、人事行政の運営状況などをお知らせしました。



▲広報はむら平成24年11月15日号などで財政状況をお知らせしました

国民健康保険税などの

お知らせ

国民健康保険とは

退職して職場の健康保険などをやめた方、自営業やパート・アルバイトなど職場の健康保険に加入することができない方を対象とした医療保険です。

加入している方が病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかれるよう、加入者の皆さんに納めていただいた国民健康保険税と国や都からの補助金などをもとに国保事業を運営しています。

※保険税の納税通知書（平成25年度分）は7月中旬に送付します。

■ 国民健康保険税率など

項目	所得割税率	均等割額	課税限度額
医療分	5.1%	23,000円	510,000円
後期高齢者支援分	1.4%	7,800円	140,000円
介護保険分	1.2%	11,000円	120,000円

※平成25年度は保険税率などを変更していません。

一部負担金の減免・徴収猶予制度

医療機関の窓口で負担する費用（一部負担金）の支払いが困難で、次の事由に該当する方は減額・免除または徴収猶予となる場合があります。

①災害により資産に重大な損害を受け、生活が困窮と認められる

②事業または業務の休廃止、失業などで収入が著しく減少し、生活が困難と認められる

③そのほか、特別な事情で生活が困難と認められる

※②の場合は、入院療養を受け、収入が生活保護基準以下であることなどの条件があります。

※詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 市民課保険係 128